



安全運転管理事業所の皆様へ

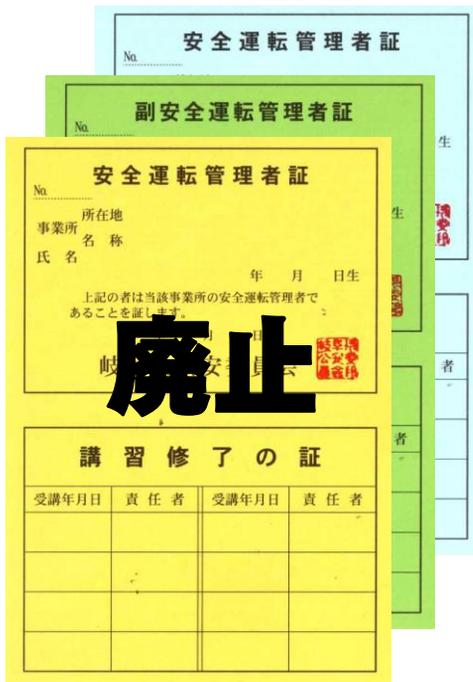


安全運転管理者等手続きが2点変更となりました

- ① **安全運転管理者証を廃止しました**
- ② **これまで安全運転管理者届出の際に「戸籍抄本」又は「住民票の写し（コピー不可）」の添付が必要でしたが、「住民票の写し（コピー不可）」又は「運転免許証のコピー」の添付に変更となりました**

申請オンライン化に向け、令和4年4月1日から、これまで選任時に交付していた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」を廃止しました。

既にお持ちの安全運転管理者証等は必要なくなりますが、安全運転管理者等講習の修了証明書が必要な方は発行しますので、安全運転管理者等講習の際に申し出てください。



別記様式第1号

講習修了証明書

様

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の3第1項第1号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

講習の種類

副安全運転管理者講習

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

備考 用紙は、日本産業規格A列4番とする。

講習時、申し出のあった方に交付
(原則、講習時に申し出が必要です。)

問い合わせ先：岐阜県警察本部交通企画課企画係
 TEL058-271-2424

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報